

7) 品目名：木質チップ

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	<p>1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>2 製品が「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環 告第46号）に掲げる物質を溶出するおそれがある場合は、そ の物質について当該基準に適合していること。</p> <p>なお、建築解体木材を使用している場合は、以下の物質につ いて当該基準に適合していること。</p> <p>カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀及びセレン</p>
規格に関する基準	<p>1 製品にきょう雑物が含まれていないこと。</p> <p>2 所定の粒度に調整されていること。</p>
循環資源の配合率	原材料として循環資源を100%（重量割合）使用しているこ と。

平成16年9月13日制定